

事務所通信

今月のことば

改革をなすには
冷静な判断と
勇気ある決断が求められる

速水 優
(元日本銀行総裁)

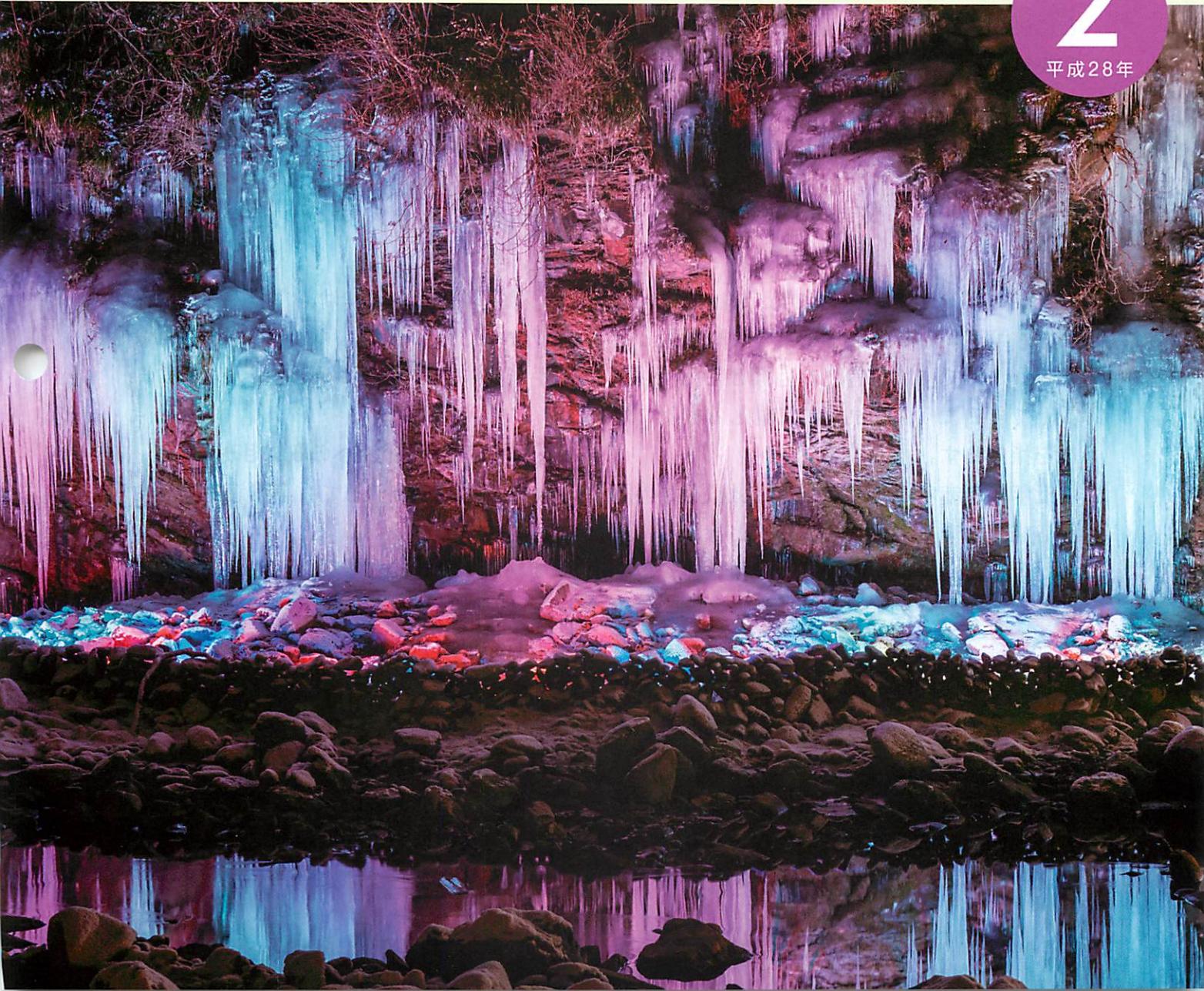
経 営	黒字決算に向けた決算対策	2
税 务	「つもり贈与」に要注意!!	4
マイナンバー	平成28年1月から雇用保険関係の届出にはマイナンバーが必要です	6
コ ラ ム	地方再生への期待が高まる“道の駅”	8

表紙 みそつらつら(埼玉県秩父市)

岩清水が厳寒の中で凍ることで作られる氷の芸術。1月下旬から2月上旬のライトアップの時期は幻想的。

2

平成28年



黒字決算に向けた 決算対策

3月に決算を控えた企業も多いと思います。赤字の見通しであれば、今からでも可能な利益確保対策を、黒字の見通しであれば、来期以降の業績につながる有効な節税対策を検討しましょう。

現状の数値を把握し 決算数値を予測する

まずは、期首から現在までの自社の業績について、売上高、経費、利益などの数値を正しく把握します。

現在までの実績を踏まえて、未経過月の業績を検討し、売上高、経費、利益など項目ごとに決算数値を予測し、赤字決算なのか、黒字決算なのか、目標（必要）利益は確保できるのかを把握します。

決算対策（利益確保、節税）を 検討する

予測数値をもとに決算対策を検討します。決算対策というと、黒字企業の節税対策と考えられがちですが、当期の目標とした利益を計上できるように、決算前に講じる様々な対策を指します。

近年は、赤字企業に対する金融機関等の評価も厳しくなっており、赤字のときほど、決算対策として黒字化に向けた利益確保対策を行う必要があります。

反対に、業績好調で、予想よりも多く利益が出そうであれば、設備投資や備品購入の当期への前倒し、決算賞与の支給などが考えられます。

いずれにしろ、決算対策は、税法等の法律の範囲内で合法的に利益の確保、利益の圧縮を行うことになります。



(1) 利益確保対策

大切なことは、たとえ決算期末まで残りわずかであっても、決してあきらめず、「まだやれることをやる！」ことです。あきらめたら、そこまでです。

黒字経営のためには、今期の利益確保のみではなく、来期に黒字化するための方策を今から実施するという考え方も大切です。

対策例① 業績向上への取り組み

- 営業活動を見直して重点得意先に対するアプローチをはかる
- 見積り段階にある案件の成約、本採用に向けた営業を行う
- 販売促進の強化（決算バーゲン、在庫一掃セールなど）

対策例② 経費の先送り

備品、消耗品の購入、広告宣伝費などの中で緊急性の低いものは翌期に先送りして、当期の費用にならないように調整します。

対策例③ 含み益のある資産の処分など

含み益がある株式や土地、その他の資産が処分可能ならば、処分を検討しましょう。

● 利益確保対策を検討しよう!

- 交際費等の節減
- 経費の先送り
- 広告宣伝の中止
- 家賃の値下げ交渉
- 保険契約の見直し
- 役員報酬の減額
- 株式の処分
- 土地の処分
- 含み益がある資産の処分

(2) 来期につながる節税対策

節税のために、損金（経費）が増えても、資金繰りが苦しくなるようでは意味がありません。節税対策は、経営に必要な資金を残しつつ、来期の業績につながるような対策を検討します。

対策例① 決算賞与の支給

業績が予想以上に良い場合には、決算賞与を支給する方法があります。全従業員への決算賞与の支給は損金に算入できるうえ、従業員のモチベーションも上がります。

● ここに注意!

決算期末までに支給できず、未払いで計上する場合には、次の要件を満たす必要があります。

- ①支給額を各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての従業員（パート・アルバイト含む）に対して、決算期末までに通知していること
- ②決算期末から1か月以内に支払っていること
- ③損金経理をしていること

対策例② 30万円未満の備品の購入

パソコンや備品などは、1つ30万円未満であれば、年間で合計300万円まで取得価額の全額を損金に算入することができます。

対策例③ 修繕費の前倒し実施

次期に予定している修繕等を当期中に前倒しが可能であれば検討しましょう（ただし、当期中に完了する必要があります）。

対策例④ 不良在庫の処分

不良在庫があれば、セールなどで原価割れで販売し、原価との差額分を売却損として計上します。また、陳腐化して売れない商品は、廃棄処分して廃棄損を計上します。

● 来期につながる節税対策を検討しよう!

- 臨時・決算賞与の支給
- 中小企業退職金共済への加入
- 役員退職金の支払い
- 社員の教育研修の実施
- 30万円未満の備品の購入
- 修繕費の前倒し実施
- 広告宣伝費の実施
- 次期販促の前倒し実施
- 減価償却資産の購入
- 不要な償却資産の処分
- 不良債権の処分
- 不良在庫の処分
- 倒産防止共済の加入

効果的な決算対策は「月次決算」から

一般的に年に1回行われる決算の直前にできる対策は限られています。

そのため、直近1か月の業績をタイムリーに把握し、迅速な経営判断を行う月次決算体制の中で検討することが望ましいといえます。

毎月、帳簿を締めて、最新の売上高、売上原価、経費や利益を掴む月次決算での検討の積み重ねがあって、はじめてより的確な決算対策が可能になります。

※月次決算、黒字決算に向けた業績管理体制の構築には、FXシリーズによる自計化、継続MASシステムの活用が有効です。

「つもり贈与」に要注意!!

親の世代から子や孫の世代に相続時ではなく、生前に財産を上手に渡す方法として、贈与する方法があります。しかし「贈与したつもり」だったのに、相続時に贈与とは認められず相続財産とされてしまうケースがよくあります。

贈与税の非課税枠内で生前贈与されたつもりでも相続財産に

親から生前贈与された子供名義の預貯金が、親が亡くなつて相続が発生した際に相続財産とされた事例があります。(右の事例参照)

この事例のようなケースはAさん自身の預金とみなされ、相続税の課税対象になる相続財産とされます。



	現金額	期日
利子	*5609	*300000 01
積み残高	*25000	*300025 02
税金		*294416 03
通帳		*269416 04
贈与		*299416 05
預金		*619416 06
		*569416 07
		*1069416 08
		*1019416 09
		*59416 10
		*1019416 11
		*1019416 12
		*1019416 13
		*1019416 14
		*1019416 15
		*1019416 16
		*1019416 17
		*1019416 18
		*1019416 19
		*1019416 20
		*1019416 21
		*1019416 22

事例

Aさんは、子供のBさんに贈与税の非課税枠（基礎控除額：110万円）以内で、毎年、Bさん名義による定期預貯金として贈与していました。ところがAさんが亡くなり相続税の申告後に行われた税務調査で「これは生前贈与ではなく相続財産」とされました。Bさんは裁判に訴えましたが、以下の理由から地裁判決は「相続財産」と認定されました。

- Aさんは子Bさんに通帳の届出印は渡していたが、通帳はAさんが保管していた。
- 預貯金等を贈与する旨の契約書が作成されていない。（口約束はあったが）
- Aさんは必要に応じて預貯金の一部を解約し使用していた。など

生前贈与と認められる条件は？

贈与について、民法では「当事者の一方が自己的財産を相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾することによって成立する」とされています。したがって、一方的な意思表示のみで成立するものではなく、当事者間の契約があってはじめて有効になります。

税務調査等で、生前贈与した事実を証明できるように以下の点に注意することが必要です。

注意点① 贈与の都度、贈与契約書を作成する
口約束でも契約したことになりますが証拠

にはなりません。当事者双方に「財産を上げます」「財産をもらいます」といった意思があったことを証明するためには、書面（贈与契約書）を残しておくことが大切です。

注意点② 通帳や印鑑、カードの管理は贈与を受けた本人が行う

贈与財産をもらった人がその財産を自分のものとして管理し、自由に使える状態でなければ贈与したことになりません。したがって、通帳や印鑑は、贈与した人ではなく贈与を受けた人が保管・管理するのが当然です。贈与

者自身が引き出したり解約できるような状態では、贈与者の預金（子などの名義を使った名義預金）として判定されます。

注意点③ お金の贈与は振込で行う

贈与した事実が、通帳等で確認できるようにしておくことが重要です。

財産をあげます

財産をもらいます



贈与額が年間110万円を超えた場合は贈与税の申告をする

金銭を暦年贈与した場合、贈与税は、その年中に贈与した金額から基礎控除額を差し引いた金額に課税されます。

1年間に贈与した金額が110万円以下であれば贈与税はかからず申告する必要はありませんが、110万円を超えた場合は贈与税の申告が必要になります。

●課税価格

その年中の贈与金額－基礎控除額(110万円)

相続税の調査時等において贈与税の調査も行われ、申告がないと贈与税等が課税されるとともに無申告加算税が課されることになります。

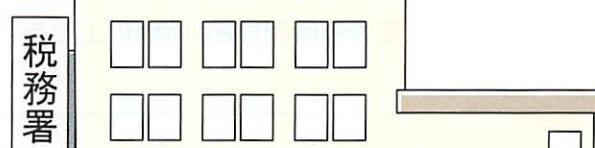
●平成27年分の贈与税申告書の受付期間

平成27年1月から同年12月までに受けた贈与に対する贈与税の申告書の受付期間は、平成28年2月1日から3月15日までです。

●110万円以下でも課税されるケースに注意!

前述のように贈与を受けた額が年間110万円以下だと贈与税の申告は必要ありません。ただし、例えば10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与を受けることを贈与者と約束している場合、約束した年において10年間に毎年100万円ずつ給付を受ける権利の贈与があったものとして贈与税がかかるので申告が必要になります。

贈与税の申告は
2月1日から3月15日まで



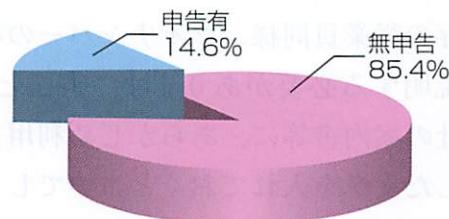
●贈与税の申告漏れ等が8割以上

国税庁「平成26事務年度における相続税の調査状況について」の贈与税に係る調査事績によると、贈与税の申告漏れ等の非違件数のうち無申告が85.4%と8割を超える結果となっています。(図表1) なお「実地調査件数」と「申告漏れ等の非違件数」については以下のとおりです。

- ・実地調査件数 3,949件
(対前事務年度比104.3%)
- ・申告漏れ等の非違件数 3,616件
(対前事務年度比105.6%)

国税庁は、相続税調査時などあらゆる機会を通して財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に積極的に贈与税の調査を実施するようです。

図表1 「申告漏れ等の非違件数」の状況





平成28年1月から雇用保険関係の届出にはマイナンバーが必要です

マイナンバー制度が始まりました。雇用保険関係の届出は平成28年1月1日提出分から、健康保険・厚生年金保険関係の届出は、平成29年1月1日提出分から、マイナンバーの記載が必要です。

雇用保険関係の届出は 平成28年1月1日から

雇用保険関係では、平成28年1月1日以降提出分から、マイナンバーの記載が必要です。

例えば、次のような届出書類です。

- ①雇用保険被保険者資格取得届
- ②雇用保険被保険者資格喪失届

①雇用保険被保険者資格取得届

正社員やパート・アルバイトを問わず、雇用保険の適用対象となる従業員について、雇用した月の翌月10日までに提出しなければなりません。

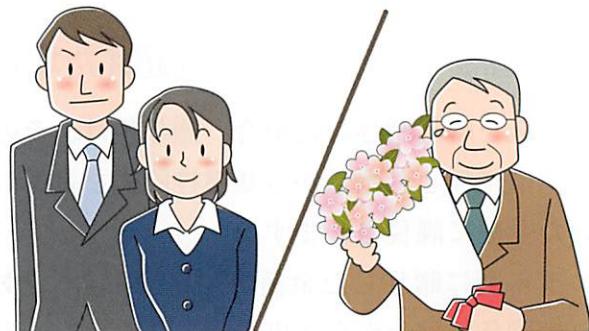
●雇用保険の適用を受ける従業員の条件は？

- 31日以上引き続き雇用見込みがあること
- 1週間の所定労働時間が20時間以上あること

新卒・中途採用など、新たに従業員を雇用した場合には、「雇用保険被保険者資格取得届」に記載するため、マイナンバーの提供を受ける必要があります。

入社時の提出書類とともにマイナンバーを記載した「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出してもらいましょう。その際、既存の従業員同様、マイナンバーの利用目的を説明する必要があります。方法としては、入社の案内書等に、あらかじめ利用目的を説明した文章を入れておくとよいでしょう。

また、既存の従業員の場合とは異なり、本



人確認として番号確認と身元確認の2つが必要になります。

そのため、新入社員が「個人番号カード」を持っていない場合には、「通知カード」など番号確認書類とともに、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書などを提示してもらう必要があります。

②雇用保険被保険者資格喪失届

雇用保険に加入している従業員（被保険者）が退職した場合は、離職日の翌日から起算して10日以内にハローワークへ提出しなければなりません。

健康保険・厚生年金関係の届出は 平成29年1月から

健康保険・厚生年金関係の届出書類については、施行が1年延期されています。

従業員の採用や退職時に提出する下記の届出書類は、平成29年1月1日以降提出分から、マイナンバーの記載が必要になります。

- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届



従業員の結婚・出産があったときは、扶養控除等申告書に追加記載が必要です

従業員の結婚・出産によって、新たに控除対象となる配偶者や扶養親族が増えた場合には、「扶養控除等(異動)申告書」への追加記載が必要になります。(注1)

すでに平成28年分の「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けている場合には、同申告書に新たな扶養親族のマイナンバーを含めた追加記載・提出を従業員にしてもらいます。

この場合、配偶者や扶養親族に対する本人確認は、従業員が行うため、会社が本人確認を行う必要はありません。

(注1) 新生児には、出生届を出した後にマイナンバーが通知されます。



参考

個人番号カードの申請ができる証明写真機が登場(申請書の郵送は不要)!!

マイナンバーの「通知カード」が手元に届いたけれど、「個人番号カード」を申請するかどうか迷っているという人がいます。ちなみに「個人番号カード」の申請には、郵送やパソコン・スマートフォンで申請する、などの方法があります。

しかし、「顔写真を撮影して、郵送するのは面倒」「パソコンやスマートフォンの操作は苦手」という人のために、町中に設置してある証明写真機には、顔写真の撮影と「個人番号カード」の申請が一度にできる便利な機種があります。



●証明写真機による申請の流れ

- ① 個人番号カードの交付申請書を用意する。
- ② 証明写真機の画面メニューで「個人番号カードの交付申請」を選択する。
- ③ 交付申請書に記載されたQRコードを所定のスキャナで読み取る。
- ④ 画面に表示される23桁の申請書IDが正しいことを確認する。
- ⑤ 撮影モードで顔写真を撮影する(複数回撮影・選択可能)。上下左右の位置を調整する。
- ⑥ 申請書IDと撮影画像の最終確認をする。
- ⑦ 申請確認証のプリントを受け取る。

※個人番号カード申請に対応している証明写真機の設置場所は、以下のウェブサイトをご確認ください。

http://www.dnpphotography.jp/CGI/search/search.cgi?item_flg=1&s_service_flg=1_2

マイナンバー証明写真機設置

検索

※お詫びと訂正

平成28年1月号・7頁下の「源泉徴収票等の法定調書等へのマイナンバーの記載はいつから?」欄において、「■主な法定調書等へのマイナンバーの記載時期」の一部に誤りがありました。深くお詫びして訂正いたします。

(誤)

- 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書

平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から(平成29年1月提出分から)
※既存の株主については3年間の猶予あり

(正)

- 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書

支払の確定した日または支払の日から1月以内

地方再生への期待が高まる“道の駅”

ドライブ中に見かけると、思わず立ち寄りたくなる道の駅。人気の道の駅も数多く、過疎地域の再生モデルとしての期待が高まっています。

全国に1,000か所以上、経済効果は3,500億円

「道の駅」は、国道沿いに道路利用者のため、24時間無料の駐車場やトイレなどの休憩施設、道路・観光情報の提供施設、特産品特売所などの地域振興施設を備えることを条件に、市町村長からの申請に基づき国土交通省が登録した施設です。

現在、全国に1,079駅あり（平成27年11月時点）、道の駅全体で地方への経済効果は3,500億円と推計されています。

地域の産業振興と交流の拠点に

道の駅の中には、地産地消や独自商品の開発などで、多くのリピーターを集め、売上が10億円を超えるような人気の駅もありますが、その多くは、いわゆる過疎地域にあり、売上高2～3億円が一般的といわれています。

一方で、赤字経営を余儀なくされる駅もありますが、道の駅は、地元特産品の販売（生産者所得の増加）、周辺住民への食材の提供（買い物難民対策）、雇用の創出、地元住民の交流の場として、地域での波及効果が大きいとされています。国土交通省は、地域活性化の拠点として、特に優れた道の駅を全国モデルとして紹介しています。

■全国モデル

遠野風の丘 (岩手県遠野市)	東日本大震災の沿岸被災地の海産物の販売や沿岸地域の観光情報の発信等で被災地の復興を支援。遠野の郷土料理ひつみ（小麦粉を使った汁物）などが人気。
もてぎ (栃木県茂木町)	農家から柚子等を全量買い取り、33種のオリジナル商品の開発・販売を行うなど道の駅を核とした6次産業化。数量限定のエゴマ油が人気。
川場田園プラザ (群馬県川場村)	人口3,700人の村に年間120万人が訪れる。リピート率は7割。「関東『好きな道の駅』ベスト20」で5年連続1位。
とみうら枇杷倶楽部 (千葉県南房総市)	特産のビワから50種以上のオリジナル商品を開発。道の駅を核とした6次産業化を進める。年間50万人、売上高5億円、雇用創出80人。
萩しーまーと (山口県萩市)	萩漁港の水揚げ高の15%を販売。地魚のブランド化に成功。観光客よりも地元民をターゲットにした「地産地消」戦略で、年間120万人、売上高10億円。
内子フレッシュパークからり (愛媛県内子町)	町内の農産物販売額の約15%を販売。生産者自らが運営に携わり、特産品を活かした加工食品の開発販売等、地場農産物にトレーサビリティを導入。約60名の雇用を創出。

※全国の道の駅の情報は、「道の駅公式ホームページ」に掲載されています。

<http://www.michi-no-eki.jp/> 道の駅公式 検索



もてぎ



とみうら枇杷倶楽部



川場田園プラザ

【今のことば】 改革をなすには冷静な判断と勇気ある決断が求められる 速水優（元日本銀行総裁）

新日銀法が施行された時期に総裁に就任した速水氏は、日銀の独立性を強く意識した運営を行った。不良債権による金融システム不安やデフレなどの危機的状況にあった日本経済の立て直しを図り、世界でも前例のないゼロ金利政策や量的緩和政策を導入した。中央銀行は「経済の良心」とならなければならず、通貨は信任を得ることが強い経済の条件と考えていた。